

港区地域コミュニティ検討委員会の報告及び区の実施について

1 背景

区では、近年、急速な人口増加に伴い集合住宅が増加し、区民の9割以上が集合住宅に居住しており、新たな住民が増加したことで、従来の町会・自治会を中心とした地域コミュニティとの関係性や運営に様々な課題が生じています。

区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的として、令和7年4月に港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置しました。

2 検討事項

検討委員会では、区の町会・自治会が実際に抱えている課題に関連する次のテーマを主に検討しました。

- (1) 町会・自治会の設立要件について
- (2) 町会・自治会への補助金制度について
- (3) 町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

3 検討委員会の構成・開催回数

検討委員会は、学識経験者2名、公募による区民2名、町会・自治会関係者3名及び地域活動団体関係者2名の9名により構成し、これまでに6回開催しました。

回数	開催日時	主な議題
第1回	令和7年5月12日（月） 午後2時から	オリエンテーション
第2回	令和7年7月18日（金） 午後6時30分から	町会・自治会の設立要件について
第3回	令和7年8月26日（火） 午後1時30分から	町会・自治会への補助金制度について 町会・自治会からの意見及び区の回答について 団体活動費補助金の補助額の見直しについて
第4回	令和7年11月4日（火） 午後6時30分から	町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて
第5回	令和7年12月10日（水） 午前10時から	報告書（素案）について意見交換
第6回	令和8年1月29日（木） 午前10時から	報告書の決定 報告を踏まえた区の実施の説明 委員会総括

4 検討委員会からの報告及び区の実施

検討委員会からは、各検討事項について、検討内容の報告を受けました。区は、検討委員会からの報告を踏まえ、次の実施を進めます。

(1) 町会・自治会の設置要件について

ア 現状と課題

一定の区域を単位とした町会・自治会（以下「地域の町会・自治会」といいます。）の設置要件が、「区域内の概ね1/2以上の世帯の加入」であることに對し、集合住宅等1棟以上を単位とした町会・自治会（以下「マンション自治会」といいます。）の設置要件は、「3/4以上の世帯の加入」となっており、地域の町会・自治会と比較してマンション自治会は厳しい要件となっています。

イ 検討委員会のまとめ

(ア) マンション自治会の設置要件を緩和し、地域の町会・自治会と合わせ、「1/2以上の世帯加入」とすることが望ましい。

(イ) マンション自治会の設置に当たっては、地域の町会・自治会との連携・協力関係を維持するという視点を踏まえる必要がある。

ウ 区の実施

港区町会等補助金交付要綱を一部改正し、令和8年度から、マンション自治会の設置要件を、現行の「3/4以上の世帯の加入」から、地域の町会・自治会と合わせ、「1/2以上の世帯の加入」に変更します。

(2) 町会・自治会への補助金制度について

ア 現状と課題

町会・自治会の日頃の活動を補助する団体活動費補助金の金額は、現在は会員数に応じて設定していますが、会員数に基づく補助金であるにもかかわらず、会員・非会員を問わず恩恵が及ぶことや、会員数を区に報告する手続きが煩雑であることなどの課題があります。

また、近年の物価高騰により、町会・自治会の財政的な負担が増加しています。

イ 検討委員会のまとめ

(ア) 現行の会員数による補助金算定から見直し、区域の住民数を基準として算定することが妥当である。

(イ) 補助金額は、近年の物価高騰を踏まえた増額を行う必要がある。

ウ 区の実施

(ア) 近年の物価高騰を踏まえ、令和8年度から団体活動費補助金を増額します。

(イ) 事業所会員の多い地域や境界を確認する必要がある地域などに配慮した上で、会員数による算定から、区域内の住民数を根拠にした算定に変更します。

なお、算定方法の変更は、町会・自治会への十分な周知期間を設け、令和9年度から適用します。

(3) 町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

ア 現状と課題

既存の町会・自治会から新たな町会・自治会として独立する場合は、区として補助金交付団体を明確化し、地域の円満な関係を維持するため、当該団体の了解（設立同意書）を必要としています。

団体同士で協議が整わない場合など、既存団体の優位性が独立の妨げになる懸念がある一方で、同意や相談のない安易な独立は、地域の一体性・歴史を損なう懸念があります。

イ 検討委員会のまとめ

(ア) 地域の円満な関係維持のために当事者間の合意形成は必要である。

(イ) 当事者間の話し合いが円滑に進まないケースに対しては、区が状況把握に努め、相談に応じることや、ガイドラインの作成などが対応として考えられる一方で、区の積極的な介入は独立を推奨すると認識され、安易な独立を助長する懸念がある。

ウ 区の実取組

区として、補助金交付団体を明確に把握する必要があることから、当事者間の合意形成を確認する設立同意の仕組みは維持することとします。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月1日	マンション自治会の設立要件の変更 団体活動費補助金の増額
4月～	団体活動費補助金の詳細な算定方法・金額等の検討 町会・自治会への周知
令和9年4月1日	団体活動費補助金の算定方法の変更

1 港区地域コミュニティ検討委員会の概要

- 区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方や支援制度等について検討し、区の支援制度をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置
- 令和7年度は6回開催し、**町会・自治会が抱える課題に関連した3つのテーマを挙げて議論**
- 議論を通じて、区の地域コミュニティが抱える様々な課題が提起されたほか、町会・自治会等から寄せられた意見についても共有

2 検討委員会の報告（概要）

テーマ1：町会・自治会の設立要件について

（1）現状と課題

- 一定の区域を単位とした町会・自治会（以下「地域の町会・自治会」という。）と、集合住宅等1棟以上を単位とした町会・自治会（以下「マンション自治会」という。）とで設立要件が異なり、地域の町会・自治会と比較して**マンション自治会は厳しい要件となっている。**

地域の町会・自治会	区域内の概ね1/2以上の世帯の加入
マンション自治会	3/4以上の世帯の加入 ※501世帯以上の大規模マンションは375世帯以上の加入

⇒地域ぐるみのコミュニティを推進していることなどから、要件に違いを設けている。

- 特別区で設立要件に違いを設けている区は、港区以外にない。

（2）検討委員会での議論

- 区民の9割以上が集合住宅居住者という実態に対し、**現行制度は実態に合致していない。**
- 意欲のある区民にとって、**設立要件がハードルになってしまう懸念**がある。
- 最終的な目的は地域における顔の見える関係づくりであり、そのためには集合住宅単体でなく、**地域の町会・自治会との連携が不可欠**

（3）検討委員会のまとめ

- マンション自治会の設立要件（3/4以上の世帯加入）を緩和し、地域の町会・自治会と合わせ、「1/2以上の世帯加入」とすることが望ましい。
- マンション自治会の設立に当たっては、地域の町会・自治会との連携・協力関係を維持するという視点を踏まえる必要がある。

テーマ2：町会・自治会への補助金制度について

（1）現状と課題

- 町会・自治会の日常活動を支える団体活動費補助金は、運営や事業全般に活用でき、**金額は会員数に応じて設定**している。
- 現行の会員数基準の算定方法には、次のような課題がある。

公平性の課題	地域全体に恩恵が及ぶ活動をしていても、補助金は会員数に基づいて算定されている。
活動実態の課題	活動の規模や頻度が補助金額に反映されない。
会員数報告の課題	会員数を管理し、区に報告する手続きが煩雑となっている。

- 他区では、港区と同様に会員数を基準とする方法以外に、区域内の住民数や活動実績を基準とする区がある。
- 近年の物価高騰により、**町会・自治会の財政的な負担が増加**している。

（2）検討委員会での議論

- 区域内の他団体のサポートや災害時の避難所運営など、**町会・自治会が地域全体を面で支える活動を担っている**点を踏まえれば、**地域の住民数を根拠とする算定方法が合理的**
- 活動実績に応じて団体活動費補助金を算定した場合、町会・自治会の活動意欲の向上に寄与すると考えられるが、一方で、区では既に、活動実績を対象として**協働事業活動費補助金**※を交付している。

※地域で公益的な活動を行っている団体と協働で実施する事業への補助金

（3）検討委員会のまとめ

- 現行の会員数による補助金算定から見直し、区域の住民数を基準とした算定が妥当。
- 補助金額は、近年の物価高騰を踏まえた増額を行う必要がある。

テーマ3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

（1）現状と課題

- 既存の町会・自治会から新たな町会・自治会として独立する場合は、区として補助金交付団体を明確化し、地域の円満な関係を維持するため、**当該団体の了解（設立同意書）を必要**としている。
- 協議が整わない場合など、既存団体の優位性が独立の妨げになる懸念がある。
- 一方で、**同意や相談のない安易な独立は、地域の一体性・歴史を損なう懸念**がある。

（2）検討委員会での議論

- 地域の円満な関係維持のために**当事者間の合意形成は必要**
- 当事者間の話し合いが円滑に進まないケースに対しては、区が状況把握に努め、相談に応じることや、ガイドラインの作成などが対応として考えられるが、一方で、区の積極的な介入は独立を推奨すると認識され、安易な独立を助長する懸念もある。

（3）検討委員会のまとめ

- 設立同意書の仕組みは継続
- 当事者間の調整がスムーズに進むよう、区の実り方や設立同意書の書式なども検討する。

3 報告を受けた区の実施

マンション自治会の設立要件の変更

- 港区町会等補助金交付要綱を一部改正し、マンション自治会の設立要件を、地域の町会・自治会と合わせ、「1/2以上の世帯加入」に変更

適用開始（予定）：令和8年4月～

団体活動費補助金の増額

適用開始（予定）：令和8年4月～

- 物価高騰を踏まえ、団体活動費補助金を増額（予定）
- **団体活動費補助金の算定方法の見直し**
- 事業所会員の多い地域や境界が明確になっていない地域などに配慮した上で、会員数による算定から区域内の住民数をベースにした算定に変更
- 十分な周知期間を設け、令和9年度から適用

設立同意書の取扱い

- 区として、補助金交付団体を明確に確認する観点から、当事者間の合意形成を確認する設立同意書の仕組みは維持

令和8年2月13日 資料No.5-3
区民文教常任委員会

港区地域コミュニティ検討委員会報告書

令和8年（2026年）1月

港区地域コミュニティ検討委員会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

港区地域コミュニティ検討委員会（以下「本委員会」といいます。）は、町会・自治会を中心に、港区における地域コミュニティの諸問題を検討する委員会として、令和7年5月からスタートしました。今年度は、町会・自治会、特に港区が設定している支援の仕組みを中心に議論しました。その際にも、委員の皆さんからは、多様なテーマにわたるご意見が出され、活発な意見交換ができました。どの委員も、ご自分の経験と知見をフルに発揮され、大変貴重な議論となりました。とてもよいメンバーに恵まれ、委員長としては大変やりがいがあり、また勉強になる委員会でした。

今年度の本委員会に港区から依頼された検討事項は、町会・自治会に関する三つの仕組み、すなわち、（1）港区の補助対象となる町会・自治会の設立要件の問題、（2）港区が町会・自治会に交付している補助金の配分や額の問題、それに（3）既存の町会・自治会から別な町会・自治会が独立するときの「設立同意書」の在り方の問題、でしたが、本委員会では、これについて方向性を打ち出すとともに、これに関連した多様な問題についても大いに議論しましたので、本報告書ではそうした関連する議論についても整理しています。区のみならず、区民の皆さんも、この報告書をご覧いただき、今後の港区の地域コミュニティの在り方を考えるときの参考にしていただければ幸いです。

町会・自治会は、地域社会に安心して住むことのできる「顔の見える関係」を作るとともに、地域で生じた問題についての合意形成を図り、また行政が十分には提供できないサービスを住民自らの力で生み出す組織として、日常生活に欠かせない存在ですが、近年では、「地域のつながりの希薄化」や「地域力の低下」が懸念される状況で、町会・自治会に加入する人も、全国的に随分減ってきています。こうした事態に対して、港区では、町会・自治会が頑張るとともに、事業所会員や集合住宅会員といった様々な会員種別を用意したり、また区が様々な支援策を講じたりして、地域コミュニティの機能維持に努力が重ねられています。委員長として関わらせていただき、大都市のただ中においてもこうした真摯な努力が続けられていることを知り、大いに感銘を受けました。

私の見るところ、現在の現役層や若い世代も、地域コミュニティには決して無関心ではありませんし、条件が整えば様々な活動にも参加する意欲のある人たちは多くいます。こうした人たちに町会・自治会の魅力と大切さを伝えることができるように、この報告書が一つの刺激となって、さらに多様な試みが行われますことを期待しています。

令和8年1月

港区地域コミュニティ検討委員会
委員長 名和田 是彦

目次

1	本委員会を設置した背景・経緯	1
2	本委員会の概要	3
3	各テーマ別検討結果	5
	（1）テーマ1：町会・自治会の設立要件について	5
	（2）テーマ2：町会・自治会への補助金制度について	17
	（3）テーマ3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて	34
4	その他地域コミュニティに関する課題	50
参考資料1	港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱	51
参考資料2	港区地域コミュニティ検討委員会委員構成	53
参考資料3	港区地域コミュニティ検討委員会開催経過	54

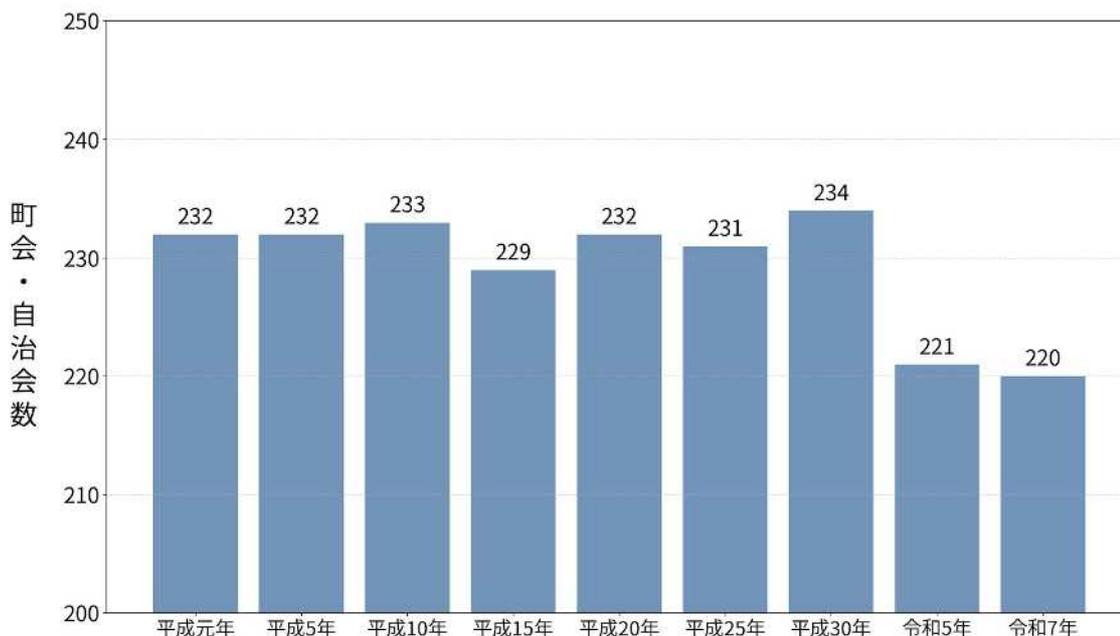
1 本委員会を設置した背景・経緯

(1) 区における地域コミュニティの現状

区は、町会・自治会をはじめNPO、ボランティア組織、商店会などの地域コミュニティを支える多様な主体を支援し、誰もが快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しています。

地域コミュニティの中核である町会・自治会については、区の最も重要なパートナーの一つと位置付けており、補助金の交付やデジタル化の促進等により地域活動を支援しています。令和7年4月現在、区では220の町会・自治会が活動しており、防災・防犯、環境美化、親睦交流など、地域社会の発展に欠かせない役割を担っています。

町会・自治会数の推移



一方で、近年、急速な人口増とともに集合住宅（マンション）が増加し、区民の9割以上が集合住宅に居住しています。新たな住民の増加に加え、外国人住民も増えており、従来の町会・自治会を中心とした地域コミュニティとの関係性や運営に様々な課題が生じており、課題の整理や区の支援制度の見直しが求められています。

(2) 町会・自治会が抱える課題

ア 担い手・役員不足

役員の高齢化や固定化が進行するとともに、新たな担い手の確保が困難になっており、既存役員の負担も増大しています。

イ 加入者の減少

区の人口増加に伴い、町会・自治会の会員数は増加していましたが、近年は微減傾向にあります。新たな住民や若者に町会・自治会の活動や魅力が伝わっておらず、情報が十分に届いていないことなどが原因と考えられます。

会員数と世帯数の推移



ウ 集合住宅との関係性

区民の9割以上を占める集合住宅居住者の、一定の区域を単位とした町会・自治会（以下「地域の町会・自治会」といいます。）への加入が進んでいないことや、集合住宅内の居住者間の関係が希薄になっていること、集合住宅等1棟以上を単位とした町会・自治会（以下「マンション自治会」といいます。）と地域の町会・自治会との関係性に課題があります。

(3) 本委員会の設置のねらい

こうした課題認識を踏まえ、現在区が実施している町会・自治会への支援制度の適切性や有効性について、改めて検証する必要があります。そのため、施策等に対して学識経験者、公募区民、町会・自治会関係者及び地域活動団体関係者の意見を伺いながら、区における地域コミュニティの在り方や課題について具体的な検討を行うことを目的として、本委員会を設置しました。

2 本委員会の概要

(1) 目的

区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的としています。

※設置根拠：港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱（参考資料1）

(2) 所掌事項

本委員会の所掌事項については、次のとおりです。

- ア 地域コミュニティの在り方に関すること。
- イ 町会・自治会等への支援に関すること。
- ウ 町会・自治会等に関連する制度に関すること。
- エ その他区長が必要と認める事項

(3) 委員構成

本委員会は、学識経験者2名、公募による区民2名、町会・自治会関係者3名及び地域活動団体関係者2名の9名による構成です（参考資料2）。

(4) 開催回数

令和7年度においては、参集形式で6回開催しました（参考資料3）。



【委員会の様子】

(5) 検討内容

ア 主な検討テーマ

所掌事項で掲げる「町会・自治会等への支援に関すること」及び「町会・自治会等に関連する制度に関すること」として、実際に町会・自治会が抱えている課題に関連する次のテーマを主に検討しました。

テーマ1 町会・自治会の設立要件について

テーマ2 町会・自治会への補助金制度について

テーマ3 町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

イ その他地域コミュニティに関する課題

主な検討テーマについての議論を通じて、次のとおり区の地域コミュニティが抱える様々な課題や可能性が提起されました。

- (ア) 外国人住民の地域参画
- (イ) 防災を軸とした地域連携強化
- (ウ) 若年層の参加促進に向けた魅力発信
- (エ) 開発事業と地域コミュニティの維持
- (オ) 財政負担と地域活動へのインセンティブ
- (カ) 区内事業者の地域参画

ウ 町会・自治会等からの意見の共有

主な検討テーマ以外に、本委員会に町会・自治会等から寄せられた次の意見についても、共有・意見交換しました。

- (ア) 麻布地区の町会・自治会からの意見及び区の回答
- (イ) 連合町会からの意見
- (ウ) 芝地区町会・自治会連絡会における意見及び区の回答

(6) 検討の流れ

検討に当たっては、各テーマについて基本的に以下の流れで、事務局から説明の上、各委員からの意見を聴取し、委員会としての方向性を議論しました。

- ア 区の現状の説明
- イ 現状における課題の説明
- ウ 町会・自治会宛てアンケート結果の共有
- エ 他区の状況の共有
- オ 課題の方向性の検討

3 各テーマ別検討結果

(1) テーマ1：町会・自治会の設立要件について ※

本委員会のまとめ

- 現行のマンション自治会の設立要件（4分の3以上の世帯の加入）を緩和し、地域の町会・自治会と合わせ「2分の1以上の世帯の加入」の要件とすることが望ましい。
- マンション自治会の設立に当たっては、地域の町会・自治会との連携・協力関係を維持するという視点を踏まえた制度を構築すべきである。

※区の補助金交付の対象となるための要件であり、任意団体としての設立要件ではない。

ア 現状と課題

- 現行の町会・自治会の設立要件は、地域の町会・自治会とマンション自治会とで加入世帯数の要件に違いがあり、マンション自治会が地域の町会・自治会よりも設立のハードルが高く、厳しい要件となっている。

地域の町会・自治会	区域内の概ね2分の1以上の世帯の加入
マンション自治会	4分の3以上の世帯の加入 (501世帯以上の大規模マンションは375世帯以上の加入)

- 区として、地域ぐるみのコミュニティを推進していることなどから、異なる設立要件を定めている。
- 特別区においては、地域の町会・自治会とマンション自治会との設立要件に具体的な違いを設けている区は、港区以外にはない。
- 居住実態が変化し、区民の9割以上が集合住宅に居住しているという現状を踏まえ、実態に即した制度の在り方を改めて検討する必要がある。

イ 本委員会における主な意見

- 区民の9割以上が集合住宅居住者という実態に対し、マンション自治会の設立要件が地域の町会・自治会より厳しく設定されている現行の制度は、実態に合致していないことから、地域の町会・自治会と合わせ、2分の1以上の世帯の加入に緩和するべき。

- 要件を緩和することによる影響は軽微であると考えられる。設立には多大な労力を要するため、意欲のある団体にしか関係しない。
- 区が、地域住民による自主的な防災活動を推進している姿勢なのであれば、マンション自治会設立のハードルは下げることが好ましい。現状では、設立に意欲のある区民にとって、設立要件がハードルになってしまう懸念がある。
- 設立要件を緩和することになった場合は、既存の地域の町会・自治会との役割分担や協力関係の在り方も示す必要がある。
- 既存の地域の町会・自治会に所属する集合住宅が独立することにより、担い手が流出する懸念もあるが、地域が抱える課題はそれぞれ異なり、画一的にルールを変更した場合でも、影響は限定的である。各地域の事情に寄り添い、ケースバイケースのサポートが必要である。
- 独立によって補助金が交付されることや地域の町会・自治会との関係性、集合住宅が自立した災害対策を希望するケースなど、設立の動機に着目すべきである。

ウ 課題解決の方向性

- 区民の9割以上が集合住宅に居住する実態や防災活動の観点から、地域の町会・自治会とマンション自治会との設立要件（加入世帯数）の差を解消し、2分の1以上の世帯の加入をもってマンション自治会が設立することができるよう、要件を緩和することが望ましい。
- 一方で、最終的な目的は地域における顔の見える関係づくりであり、そのためには集合住宅単体でなく、地域の町会・自治会との連携が不可欠である。
- 設立要件の緩和によって、マンション自治会が急激に増加する可能性は低いと考えられる。一方で、マンション自治会が設立した場合、地域の町会・自治会との関係性や役割分担などについて、円滑に協議が進むよう、地域固有の事情があれば、行政が寄り添ってサポートすることも重要である。

第二回港区地域コミュニティ検討委員会

議題

「町会・自治会の設立要件について」



令和7年7月18日

港区産業・地域振興支援部 地域振興課

全体構成と流れ

1

1 町会・自治会の設立要件の現状と課題

現在の設立要件とその課題

2 要件緩和による影響

設立要件を緩和した場合と現状を維持した場合の影響

3 アンケート結果

令和6年12月から令和7年1月に町会・自治会宛てに実施したアンケート結果の分析

4 特別区におけるマンション自治会設立要件の状況

他区の制度（最新の調査状況）と港区の状況

上記1～4を踏まえて、港区の町会・自治会の設立要件を検討する

1-町会・自治会の設立要件^{※1}の現状

※1 本資料で用いる町会・自治会の設立要件とは、区が補助金を交付する対象団体となるための設立要件を示す。

(1) 現在の設立要件

要件名	詳細内容
①区域	一定の区域を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）
②加入世帯数	以下のいずれかの世帯数が加入していること。 【地域の町会・自治会 ^{※2} 】 区域内の概ね2分の1以上の世帯 【マンション自治会 ^{※2} 】 原則として4分の3以上の世帯 【大規模マンション自治会（501世帯以上の場合）】 375以上の世帯
③会則	会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
④活動内容	当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
⑤独立時の了解	既に届出されている町会・自治会から独立する場合、当該町会・自治会の了解が得られていること。（「設立同意書」の提出が必要）

**ポイント> 「②加入世帯数」の要件が、地域の町会・自治会と
マンション自治会で異なっている。**

※2 本資料では以下のように表記する。
【地域の町会・自治会】 一定の区域を単位とした町会・自治会
【マンション自治会】 集合住宅等1棟以上を単位とした町会・自治会

1-町会・自治会の設立要件の現状

4

(2) 港区の町会・自治会数（令和7年4月1日現在）

区分	町会・自治会数
地域の町会・自治会	175団体
マンション自治会	45団体
合計	220団体

(3) 異なる設立要件を設定している主な理由

- 1 区は「地域ぐるみ」のコミュニティを推進している
 - ・マンション単体の設立ではなく、地域の町会・自治会へ加入し、地域全体でコミュニティを担ってもらうことを期待している
- 2 地域の町会・自治会とマンション自治会の特性の違い
 - ・マンションは、一つの建物を住民全員で共有しており、自治会活動がそれぞれの世帯に与える影響が地域の町会・自治会と比べて大きいため、より高い合意形成が求められる。

1-町会・自治会の設立要件の現状

5

(4) 課題

- ① 設立要件における取扱いの違い
 - ・地域の町会・自治会よりもマンション自治会の設立要件の方が厳しく設定されていること。
- ② 住民構成に合った制度設計の必要性
 - ・居住形態が変化し、現在は9割以上が集合住宅に居住していることを踏まえ、制度の在り方を改めて検討する必要があること。

2-要件緩和による影響

(1) 【影響①】要件を「緩和した場合」に考えられる影響

《期待される効果》

- 集合住宅でコミュニティの設立が促進されることによる自治意識の醸成
- 時代に即した新たなコミュニティ活動への発展
- マンション自治会の運営体制（防災体制等）の強化
- 補助金を活用した自立的な運営の促進

《懸念される事項》

- 地域の町会・自治会の会員数や活動機運の減少
- マンション自治会と地域の町会・自治会の連携の希薄化・地域協力活動の減少
- 十分な合意形成がない状態でのマンション自治会の設立

《ただし、要件を緩和したことで、マンション自治会の設立が必ず増加するわけではないことに留意》

(2) 【影響②】要件を緩和しない場合（現状維持）に考えられる影響

《期待される効果》

- 地域の町会・自治会とマンション住民が一体となった地域活動の維持
- 一定の会員数・範囲が保たれることによる、地域の町会・自治会活動の安定的な継続

《懸念される事項》

- 独自でマンション自治会を設立したい区民にとっての不平等感
- 新たなコミュニティの設立機会の減少

3-アンケート結果

(1) アンケート概要

【実施時期】

令和6年12月から令和7年1月

【対象】

港区内の町会・自治会あてに実施（選択及び記述式）

【主な内容】

- ・町会・自治会への加入要件について
- ・会員数の確認方法について
- ・町会・自治会とマンションの関係について等

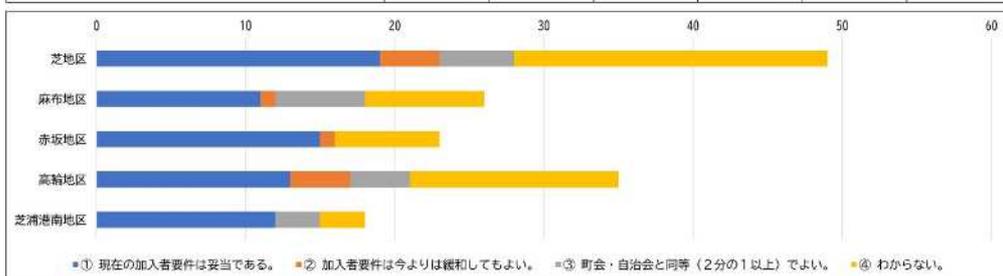
【回答状況】

- ・調査対象団体数：222団体
- ・回答団体数：166団体
- ・回収率：74.8%

(2) 【アンケート結果より】設問とその回答

質問内容①：港区のマンションが補助金交付団体としての自治会を設立するためには、原則4分の3以上の世帯の加入が条件となっており、町会・自治会の概ね2分の1以上の世帯の加入よりも厳しい加入者要件を設けています。マンション自治会の加入者要件についてどのように考えますか。

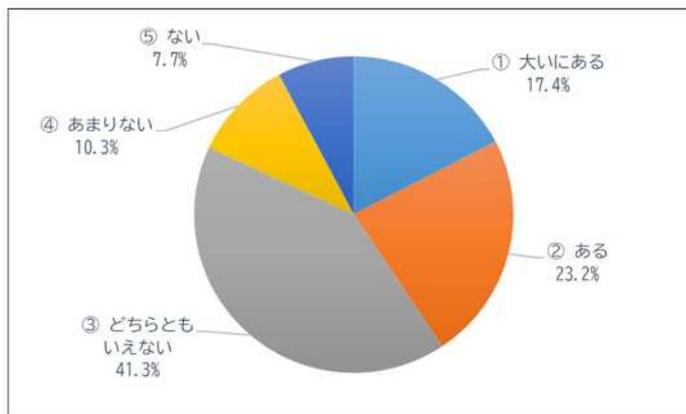
回答	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計値
① 現在の加入者要件は妥当である。	19	11	15	13	12	70
② 加入者要件は今よりは緩和してもよい。	4	1	1	4	0	10
③ 町会・自治会と同等（2分の1以上）でよい。	5	6	0	4	3	18
④ わからない。	21	8	7	14	3	53
(各地区の回答団体数)	49	26	23	35	18	151



(2) 【アンケート結果より】 設問とその回答

質問内容②：マンション自治会の加入者要件を緩和した場合、マンション単位の自治会は増加する可能性がありますか、町会・自治会活動に影響があると思いますか。

項目	回答数	割合
① 大いにある	27	17.4%
② ある	36	23.2%
③ どちらともいえない	64	41.3%
④ あまりない	16	10.3%
⑤ ない	12	7.7%

**(3) 【アンケート結果より】****【回答結果①】**

- ・全151団体のうち、設立要件を「妥当である」と回答したのは70団体（46%）、
「わからない」と回答した団体で53団体（35%）
- ・「加入者要件は今よりは緩和してもよい」と「町会・自治会と同等（1/2以上）
でよい」の緩和を推奨する立場の回答はあわせて28団体（19%）

【回答結果②】

- ・要件を緩和した場合における町会・自治会活動への影響の有無については、
「どちらともいえない」と回答した団体が64団体（41%）で最も多かった。

【留意事項】

- ・マンション自治会の設立要件緩和を検討する上で、地域の町会・自治会の多くは、
現状維持でも活動に影響が少なく、必ずしもマンションの独立を積極的に支援する必要性を感じていない可能性に留意が必要

4-特別区におけるマンション自治会設立要件の状況

(1)マンション自治会等への支援制度に関する調査結果

【調査の概要】

調査目的：マンション自治会の設立要件や、地域の町会・自治会との支援制度の違いに関する実態を把握する。

調査対象：特別区のうち、港区を除く22区 調査期間：令和7年6月

【調査結果】

質問1：マンション自治会を地域の町会・自治会と同等のものとして設立できるか。

- ・ 設立可能と回答した区：19区 / 22区
- ・ 設立不可と回答した区：3区 / 22区

質問2：各町会・自治会の数（マンション自治会を設立可能と回答した19区）

	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	H区	I区	J区	K区	L区	M区	N区	O区	P区	Q区	R区	S区
地域の町会・自治会	144	181	197	141	271	162	199	165	103	98	142	129	144	102	163	147	221	241	269
マンション自治会	31	19	1	29	※内訳不明	39	19	27	2	9	15	※内訳不明	40	18	48	99	208	13	4

(1)マンション自治会等への支援制度に関する調査結果

【調査結果】

質問3：地域の町会・自治会とマンション自治会の設立要件に違いがあるか。
(マンション自治会を設立可能とした19区)

- 違いがあると回答した区：0区※3
- 違いがないと回答した区：19区

※3 設立要件に違いを設けている区はないが、補助金制度上で上限額等の違いがある区は2区あった。

⇒特別区において、地域の町会・自治会とマンション自治会との設立要件に具体的な違いを設けている区は、港区以外にはない。

質問4：マンション自治会と地域の町会・自治会の関係性における課題

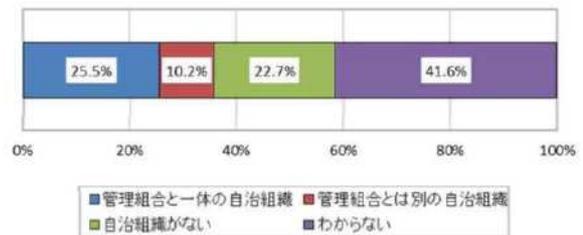
- 発災時にマンション自治会の住民が地域の町会・自治会の避難場所に行ってしまう可能性があること。
- 地域の町会・自治会のお祭り等の行事に、マンション自治会の住民が参加するだけで町会運営には携わってもらえないこと。

(2)港区のマンション自治会に関する状況（参考）

「出典：令和4年3月港区分譲マンション実態調査報告書～」

【自治組織の有無】

	合計	有効回答	1 管理組合と 自治組織と 一体	2 管理組合と 自治組織は 別	3 自治組織が ない	4 わからない	無効回答	無回答
件数	1,179	1,142	291	117	259	475	2	35
構成比	-	100.0%	25.5%	10.2%	22.7%	41.6%	-	-



調査結果から、区内のマンションの約3分の2（64.3%）において、自治組織が存在しない、あるいは住民自身がその存在を把握していないとしている。また、管理組合とは別の自治組織があるマンションは10.2%となっており、約9割のマンションが独自の自治組織を明確に設立していないことがわかる。

- 1 現状の設立要件における課題をどう捉えるか。
- 2 設立要件を緩和した場合の効果と懸念点をどう評価するか。
- 3 他区の動向も参考に、港区のマンション自治会の設立要件について、ご検討ください。

(2) テーマ2：町会・自治会への補助金制度について

本委員会のまとめ

- 町会・自治会の日常的な活動を支える団体活動費補助金について、現行の会員数による補助金算定から見直し、区域の住民数を基準とした算定が妥当。また、既存の他の補助金と目的や役割を整理し、活動実績についても考慮する制度設計が望ましい。
- 補助金額については、近年の物価高騰を踏まえた増額を行う必要がある。

ア 現状と課題

- 町会・自治会の日常的な活動を支える区の補助金である団体活動費補助金については、団体の運営や事業活動全般に活用でき、その金額の算定は団体の会員数に応じて設定している。
- 現行の会員数基準の算定方法には、①会員数に基づく補助金で会員・非会員を問わず恩恵が及ぶこと（公平性の課題）、②活動の規模や頻度が補助金額に反映されないこと（活動実態上の課題）及び③補助金の交付のため会員数を正確に管理し、区に報告する必要があること（会員数報告の課題）などの課題がある。
- 他区においては、区域の住民数基準で算定している区、港区と同様に会員数を基準とする区、事業実績を基準とする区がある。
- また、近年の物価高騰（エネルギー価格、食料品価格等）により町会・自治会の財政的な負担が増加していることから、補助金額の見直しを求める意見も寄せられている。

イ 本委員会における主な意見

- 区域内の他の団体をサポートするなど、町会・自治会が地域全体を面で支える活動を担っている側面や、災害時に避難所運営など地域住民全体の対応を行うことを踏まえると、地域の住民数を根拠にすることが合理的である。
- 定額と活動実績の組合せによる算定が良い。活発に活動する団体が報われるべきであり、活動の動機付けにもなる。ただ、手続は簡素でシンプルにすることが好ましい。
- 活動実績を評価する制度は、事務手続が煩雑となるおそれがある一方、それを上回るメリットがある制度構築が好ましい。
- 補助金制度を考える上では、町会・自治会活動における経常的に必要な経費とそうではない経費の整理も必要である。

- 協働事業活動費補助金（地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対する補助金）により、既に活動実績を評価している補助金があるという点も考慮すべき。また、マンションの一棟会員の数え方が団体により異なっている場合があり、その観点からも住民数を基準とする方が合理的である。
- 地域活動を伴わず、補助金の交付を目的とした団体設立が生じないような仕組みづくりも必要である。

ウ 課題解決の方向性

- 団体活動費補助金について、現行の会員数基準の算定方法を見直し、町会・自治会が地域全体を支えている観点や町会・自治会の会員数の報告等の負担軽減の観点から、住民の数を基準として算定する方法とするのが妥当。また、団体の活動の活性化を促す観点から、活動実績も加算・考慮した制度へ再構築することが望ましい。
- 活動実績を考慮する上では、既存の補助金との役割を整理することと、事務手続の簡素化を図る必要があるほか、町会・自治会のメリットを生む制度構築とする。
- 近年の物価高騰を踏まえた補助金額のベースアップを行う必要がある。

第三回港区地域コミュニティ検討委員会 「町会・自治会への補助金制度について」



令和7年8月26日

港区産業・地域振興支援部 地域振興課

本日の検討の流れ

1

1 現在の区の補助金制度について

現状の確認

2 現行制度における課題

課題の共有

3 他区の状況

客観的なデータ分析

4 補助金算定案の例示

今後の方向性

1-現在の区の補助金制度について

(1)港区の多様な補助金制度

- 港区では、町会・自治会が地域で果たす重要な役割を支え、その活動を多角的に支援するため、複数の補助金制度を設けている。

補助金名	対象経費
団体活動費補助金	団体の運営、事業に要する経費や防犯灯等の維持に要する経費
防犯灯補修費補助金	防犯灯の修繕その他補修に要する経費
協働事業活動費補助金	近隣の町会・自治会等と協働して実施する自主的および自立的な活動や地域コミュニティの活性化に向けた活動に要する経費
町会・自治会会館建設等補助金	町会会館の建設、修繕等に要する経費
認可地縁団体補助金	『地縁による団体の認可』を受けるために要した経費や町会会館等の不動産を登記するために要した経費
町会・自治会等掲示板設置等補助金	掲示板を新設、建替え、移設、補修する際の経費

⇒これらの中で、団体の日頃の活動を支える中心的な補助金である『**団体活動費補助金**』について、検討する。

(2)『団体活動費補助金』の概要

●目的と概要

町会・自治会の自主的な活動の活性化を目的とする制度であり、団体の安定的・継続的な運営を下支えする役割を担う。

●補助金額と算定方法

補助金額は団体の「**会員数**」に応じて段階的に金額が設定されている。

会員数が50以下の団体	119,000円
会員数が51以上の団体	119,000円に50会員ごとに19,000円を加算した額

●対象経費

団体の運営や事業活動に要する経費全般（運営経費、事業活動経費など）に、幅広く活用できる点が特徴である。

●補助金の活用実態（内訳） ⇒ [資料1-2のとおり](#)

2-現行制度における課題

現行の「会員数」を基準とする算定方法には、主に3つの課題がある。

(1)地域活動の公平性の課題

(2)活動実態上の課題

(3)会員数報告の課題

(1)地域活動の公平性の課題

- 町会・自治会活動の多くは、会員・非会員を問わず地域住民全体に恩恵のあるもの。
- しかし、補助金は会員数に基づいて算定されるため、お祭りや町会・自治会が設置した街路灯の保全など地域全体に恩恵のある活動であっても、補助額に反映されない。
- 結果として、会員から集めた会費や、会員数に基づく補助金で、地域全体への事業を提供しているという不均衡が生じている（いわゆるフリーライダー問題）。

(2)活動実態上の課題

- **活動が活発な団体が評価されにくい**
少人数でも頻繁に活動している団体の努力や地域への貢献度が、補助額に結びつきにくい。
- **活動の活性化に向けた効果が希薄**
逆に、特段の活動をしなくても会員数が維持されていれば一定額の補助金が受け取れるため、団体の活動を活性化させようという動機に繋がりにくい。

(3)会員数報告の課題

- **会員数の報告**
補助金の交付額を決定するためには、会員数を区に報告する必要があるが、正確な会員数を毎年把握し、名簿の更新等を行うことは、非常に手間がかかり煩雑。個人情報保護の観点からも事務負担が多い。
- **正確性の確認**
町会・自治会から提出された名簿が正確なものかどうか、既に退会している会員が含まれていないか、など、区では確認できない内容も多く、公金を支出するための根拠が担保しきれていない。

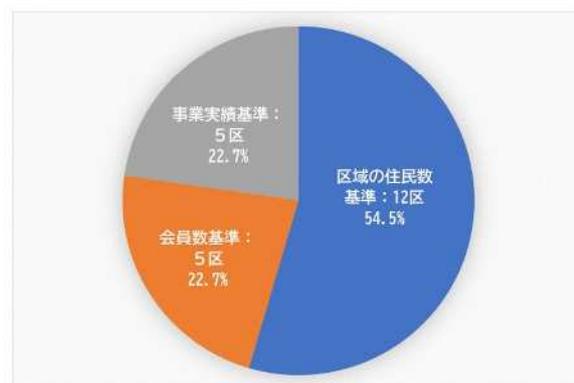
3-他区の状況

(1)全体状況

令和7年6月、港区を除く22区に対し調査を実施した。

● 補助金の算定根拠

- 区域の住民数基準：12区（54.5%）
- 会員数基準：5区（22.7%）
- 事業実績基準：5区（22.7%）



(2)算定根拠別の状況

●「区域の住民の数」を基準とする区の状況（12区）

【特徴】

住民基本台帳等の公的データで算定するため、各団体は会員名簿を管理・提出する必要がなくなり、役員の負担が大幅に軽減される。

【課題】

一方で、「活動が停滞している町会にも支払いをしている」、「加入率に応じた支給形式とはなっていない」といった課題も報告されている。

●「会員数」を基準とする区の状況（5区）

港区と同様の方式

(2)算定根拠別の状況

●「事業実績」を基準とする区の状況（5区）

【特徴】

町会・自治会の活動に対して補助金を交付するため、地域の課題解決に向けた積極的な活動の動機付けになる。

事業実績基準の区の具体的な補助金の状況については、[資料1-3](#)のとおり

【課題】

一方で、事業を把握して補助金申請をするため、町会・自治会への負担が大きいほか、補助対象以外の活動には交付することができない。

⇒港区では、他団体との協働による事業に対して「協働事業活動費補助金」を交付しており、既に事業実績に対する補助金は用意している。近年、申請件数は増加傾向にある。

4-補助金算定案の例示

現状の課題と他区の調査結果を踏まえ、「団体活動費補助金」の算定方法として、以下の選択肢が考えられる。

案A：現行方式の維持（会員数基準）

案B：「区域の住民数」基準

案C：「活動実績」基準

案D：「定額」＋「住民数」のハイブリッド方式

案E：「住民数」＋「活動実績」のハイブリッド方式

これらの各案について、期待される効果と考慮すべき点を整理し、比較検討を行う。

案A：現行方式の維持（会員数基準）

【考え方】 現行の「会員数」に基づく算定方法を継続する。

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度変更に伴う町会・自治会の事務的なコストや、各町会・自治会への説明・周知といった混乱が生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度における課題（①公平性、②活動実態の未反映、③会員数報告の負担）が解決されない。

案B：「区域の住民数」を基準とする方式

【考え方】 会員数ではなく、町会・自治会の活動区域内に居住する住民の数（または世帯数）を基準に算定する。

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員数に基づかないため、会員数の管理や正確性の課題が生じない。 ・ 非会員も補助金の算定対象となり、「地域活動の公平性の課題」にも対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「活動実態上の課題」は残る可能性がある。 ・ 町会・自治会の区域を正確に確定させ、住民基本台帳と突合させるため、準備期間を要する。

案C：「活動実績」を基準とする方式への移行

【考え方】団体の運営費補助ではなく、個別の事業（イベント、防災訓練等）の実施状況に応じて補助金を交付する。

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な地域活動の動機付けとなる。 ・会員数の管理や正確性の課題が生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の活動内容を区に報告する必要があるため、町会・自治会及び区にとって事務負担が増加する。 ・町会・自治会の経常的な経費（施設等の維持管理費等）に対する補助がなくなることで、新たな課題が生じる。

案D：「定額」＋「住民数」のハイブリッド方式

【考え方】全団体への基礎的な補助（定額）と、規模に応じた補助（住民数）を組み合わせる。

【算定イメージ】

補助金額＝①基礎金額（全団体同額）＋②加算（住民数で算定）

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・団体の基礎運営を定額で支え、規模に応じた公平な配分が可能になる。 ・事業所が多い地域であってもある程度の活動経費を担保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「活動実態上の課題」は残る可能性がある。 ・町会・自治会の区域を正確に確定させ、住民基本台帳と突合させるため、準備期間を要する。

案E：「住民数」＋「活動実績」のハイブリッド方式

【考え方】住民数に応じた基礎的な補助を土台とし、活動実績に応じた加算を行う。

【算定イメージ】

補助金額＝①基礎金額（住民数で算定）＋②加算（活動実績で算定）

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・団体の基礎運営を安定的に支えることができる。 ・積極的な地域活動の動機付けとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会が個別の活動内容を区に報告する必要があるため、町会・自治会及び区にとって事務負担が増加する。 ・町会・自治会の区域を正確に確定させ、住民基本台帳と突合させるため、準備期間を要する。

各算定案の比較一覧

案	算定基準	主な利点（期待される効果）	主な課題（考慮すべき点）
A	会員数	制度変更の混乱がない	現状の3つの課題が残る
B	住民数	会員数報告の負担軽減、公平性の向上	活動実態上の課題が残る
C	活動実績	会員数報告の負担軽減、活動の動機付け	事務負担の増、運営費補助がなくなる
D	定額＋住民数	基礎運営の安定、公平性の向上	活動実態上の課題が残る
E	住民数＋活動実績	会員数報告の負担軽減、活動の動機付け	事務負担の増、制度の複雑化

- 1 現行制度の課題解決のため、「団体活動費補助金」の算定基準の見直しが必要か。
- 2 見直す場合、どのように算定することが港区の地域特性に最もふさわしいか。

団体活動費補助金の活用実態（令和6年度）

（単位：円）

区分	A町会 地域の町会・自治会		B町会 地域の町会・自治会		C町会 地域の町会・自治会		D町会 地域の町会・自治会		E町会 地域の町会・自治会		
	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	
収入	会員数 (R6. 4. 1現在)										
	150										
	40										
	414										
	533										
	1,718										
	団体活動費補助金	213,000	-	126,000	-	362,000	-	400,000	-	779,000	-
		1.9%	8.4%	3.4%	9.0%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	
	会費	1,387,740	-	655,600	-	1,131,000	-	1,510,690	-	6,991,750	-
		12.5%	43.9%	10.7%	34.1%	10.7%	34.1%	10.7%	34.1%	31.3%	
前年度繰越	8,538,373	-	58,733	-	8,538,014	-	762,669	-	13,185,812	-	
	77.4%	3.9%	81.0%	17.2%	81.0%	17.2%	17.2%	59.0%	59.0%		
その他	900,873	新年会費、交通安全	652,583	舞臺収入、協力金等	508,782	東京都補助金、利息、	1,758,680	行事会費収入、利息等	1,385,984	寄付金、行事収入、利	
	8.1%	43.7%	43.7%	4.8%	4.8%	39.7%	39.7%	6.2%	6.2%		
収入合計	11,059,986		1,492,916		10,539,796		4,432,039		22,342,546		
支出	団体活動費補助対象経費 具体例										
	運営費	840,199	部長会、定期総会、新	660,549	総会、役員会、理事会	346,683	総会費、会議費、事務	346,518	総会、印刷経費、ホー	4,308,655	会議費、新年会費、備
		38.0%	年会、町会費集金費	経費	経費	用品費等	費等	費等	品費		
	振興事業費	202,261	まちぐるみ運動会、よ	37,512	お祭り、イベント、ラ	730,474	新年会費、お花見、神	1,738,097	祭り、映画会、バスハ	3,953,057	こども祭り、うどん
		9.3%	いこのつどい	ジオ体操等	イベント	祭、祭礼等	祭、祭礼等	祭、祭礼等	祭、祭礼等	祭、祭礼等	会、もちつき会等
	災害対策事業費	133,783	防火防災協議会費、	78,894	防火訓練	0	0	707,059	夜警費用、防火協会	145,286	防火防災関係団体
		6.2%	ハルメット、夜警関係					等	費、訓練費用、備品費	費、防火灯等	費、防火灯等
	防犯対策事業費	129,730	防火協議会費、防犯	78,951	夜警、パトロール	299,895	防犯灯維持経費、電気	81,604	防犯協会費、地区パ	212,137	防犯パトロール、年末
		6.0%	灯電代、消防協会年	5.4%		料金	21.2%	2.8%	トロール、防犯灯補修	2.4%	夜警等
	保健・福祉事業費	64,330	社会福祉年会費、地区	522,933	歳末助成募金補填	35,000	歳末助成募金補填	0	0	0	0
		3.0%	委員会関係	35.8%	見守り事業等	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	環境衛生・美化事業費	20,000	青少年対策委員会	79,874	清掃活動経費	0	0	30,000	花と緑の会助成金	88,200	清掃活動用ゴミ袋、軍
		0.9%		5.5%		0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
	その他	783,635	緑の募金、交通安全協	0		0	0	0	0	0	0
		36.0%	会費、役員名刺、掲示	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		2,173,938		1,458,713		1,412,052		2,903,278		8,707,335	
	小計	8,886,048		34,203		9,127,744		1,528,767		13,635,211	
	補助対象外経費										
	支出合計	11,059,986		1,492,916		10,539,796		4,432,039		22,342,546	

団休活動費補助金の活用実態（令和6年度）

（単位：円）

	F町会		G町会		H町会		I町会		J町会			
	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考		
区分	マンシヨン自治会		マンシヨン自治会		マンシヨン自治会		マンシヨン自治会		マンシヨン自治会			
会員数 (R6.4.1現在)	55		1,050		256		113		209			
収入	団体活動費補助金	138,000	499,000	263,000	157,000	195,000	88.6%	33.7%	195,000			
		93.1%	2.8%	2.1%								
	会費	0	7,029,600	6,137,910	0	27,236	0	4.7%	27,236			
		0.0%	39.3%	49.2%	0.0%	4.7%	0		4.7%			
	前年度繰越	5,454	9,320,279	5,378,081	13,877	0	0		0			
		3.7%	52.2%	43.1%	7.8%	0.0%	0		0.0%			
その他	4,716	1,020,193	708,718	5.7%	6,240	356,638	61.6%	356,638	雑収入、利息			
	3.2%	5.7%	5.7%	12,487,709	177,117	578,874		578,874				
収入合計	148,170	17,869,072	12,487,709		177,117	578,874		578,874				
支出	団体活動費補助金補助対象経費											
	具体例											
	補助対象経費	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	
	運営費	0	-	2,857,286	総会、連合会費、印刷経費、郵送料、事務用印等	3,470,352	共用電気料金、賠償責任保険	20,550	連合会、自治会案内掲示、チラシ制作等	13,985	自治会運営、会議運営、事務費	
		0.0%	29.3%	60.6%	63,831	焼き芋、花火大会費用等	13.1%		7.1%			
	振興事業費	0	-	5,923,939	お祭り、お花見会、二フオーーム制作費等	60.7%	1.1%	11,870	お祭り、こども緑日等	36,635	七夕飾り付け会、お祭り、クリスマスツリー飾り付け会	
	災害対策事業費	133,417	災害用備蓄品	182,380	防災協会会費、訓練参加者用非常食の購入等	50,000	防災部への交付金	38,000	防災訓練、防災ネットワーク年会費等	146,650	防災倉庫格納備品	
		99.8%	2.0%	1.9%	198,000	防災協会会費等	0.9%	24.1%	77,000	防火管理研究会会費等	0	
	防犯対策事業費	0	-	0	-	1,363,663	防犯カメラ取替、増設工事費	48.9%	0	0		
		0.0%	0.0%	0.0%	5,000	日本赤十字社	0.1%	0	0	0		
	保健・福祉事業費	0	-	0	-	772,128	トイレナップ/保除料、飲料購入、清掃協力会会費等	13.5%	0	0		
	環境衛生・美化事業費	0	-	604,306	クリーナップ/保除料、飲料購入、清掃協力会会費等	6.2%	0	10,000	通信費等	0		
	その他	220	振込手数料	0	-	0	-	6.4%	6,400	19,707	奉納金、次年度繰越	
		0.2%	133,637	9,765,911	5,724,974	157,420	197,270	381,604	381,604	懇親会、次年度繰越等		
	小計	14,533	次年度繰越	8,103,161	奉納金、次年度繰越	12,487,729	177,127	578,874	578,874			
	補助対象外経費	14,533	次年度繰越	8,103,161	奉納金、次年度繰越	12,487,729	177,127	578,874	578,874			
	支出合計	148,170	17,869,072	12,487,709		177,117	578,874		578,874			

(参考) 他区における「活動（事業）」評価型 補助金制度

補助金名	制度の主な目的・特徴	主な補助対象事業	上限額
地域コミュニティ事業助成	連携・新規事業を奨励 複数団体の連携や、マンシヨンでの新規 立上げを手厚く支援	・祭り、防災、パトロール等の地域活動 ・連携事業、新規コミュニティ立上げ等	・一般事業：上限15万円 ・連携事業・新規事業： 上限30万円
まちの絆向上事業助成	まちの絆を強め、加入促進やコミュニ ティ活動の活性化を図る事業を支援	・お祭り、もちつき大会等のイベント ・新規加入促進 ・会員向け講演会・研修会等	・一般事業：上限20万円 ・連携事業：上限25万円
町会その他の地域共同体活動助成補助金	町会・自治会の加入促進や地域課題解決、 地域の活性化を促進する事業を支援	・町会の加入促進を目的とした事業 ・地域の課題解決を目的とした事業 ・地域の活性化を促進する事業	・ 上限30万円
地域手づくりイベント推進助成金	地域の自治活動の促進や新規町会・自治 会員の獲得を目的として、イベントの経 費を補助	・歴史と伝統に育まれた行事（もちつき大 会、羽根つき大会等） ・区域内の交流、スポーツ振興等の地域の 自治活動促進に寄与するイベント	・総経費の1/2（上限 は町会・自治会により異 なる。）
コミュニティ活性化 時事業補助	町会連合会の各支部が実施する事業に対 し、経費の一部を助成	・地区まつり、運動会等 ・町会・自治会への加入促進に資する活動	・補助対象経費の3/4 以内（予算の範囲内）

(3) テーマ3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

本委員会のまとめ

- 当事者間の合意形成は必要であることから、設立同意の仕組みは継続する。
- 当事者間の調整がスムーズに進むよう、区が立会人として関与する仕組みを構築することが望ましい。
- 設立同意に当たっては、上下関係ではなく協力関係を示す書式への改正や、第三者のファシリテーター派遣の仕組みの構築についても継続的に検討する。

ア 現状と課題

- 既存の町会・自治会から新たな町会・自治会として独立する場合は、当該団体の了解が得られていること（「設立同意書」）を必要としている。
※区の補助金交付の対象となるための要件であり、自由な設立・活動自体は可能
- 設立同意書を必要とする理由としては、既存団体との円満な関係の維持や、補助金交付を受ける団体を住民に明確化すること等である。
- 独立を希望する町会・自治会にとっては、同意が得られない場合や協議が進まない場合など、既存団体の優位性により、独立の妨げになることが懸念される。
- 一方で、既存の町会・自治会側には、事前の相談や合意形成がない安易な独立が、長年築いてきた地域コミュニティの一体性や歴史を損ねることへの強い懸念がある。
- 他区においても、確認方法は異なるが、既存の町会・自治会の同意を得る手続を必要としている。
- また、アンケートでは、町会・自治会の約8割が本制度を認知していない状況であった。

イ 本委員会における主な意見

- 地域の円満な関係維持のために当事者間の合意形成は必要であるが、設立同意書という制度そのものよりも、当事者間の話合いが機能不全に陥っているプロセスこそが最大の課題となっている。
- 港区は9割以上の住民が集合住宅に住んでおり、他区の事例はあまり参考にならない。独立という方法だけでなく、既存町会に属しながら独自の活動を認めるなど、既存町会とのつながりを維持したまま活動する仕組みも考えられる。

- 現行の設立同意書は書式がシンプルなものであり、上下関係を感じさせるため、独立後の協力関係（防災連携等）も明記し、対等な関係を記す「協定書」や「覚書」といった形式に変更すべき。
- 区は当事者間の話合いに任せるだけでなく、独立までのプロセスに積極的に関与すべきである。区の今後の政策にとって重要なデータとなることから、区が協議の立会人となることや、第三者のファシリテーターを派遣する仕組み、設立のプロセスを明記したガイドラインの作成などが対応として考えられる。
- 一方で、ガイドラインを整備することは、「独立のバイブル」のように受け止められ、区が独立を推奨していると認識されるおそれがある。安易な独立を助長することも問題であることから現行のような制度となっていることも理解できる。
- 一部の個人的な動機（会長の肩書が欲しい等）による小規模な独立を防ぐため、集合住宅の規模等による妥当性の判断を区が実施する方法も考えられる。

ウ 課題解決の方向性

- 当事者間の合意形成は必要であり、設立同意に際しての書類のやりとりといった仕組みは当面維持する。
- ただし、当事者間の話合いが機能不全に陥ることを防ぐために、区として話合いの状況を的確に把握するとともに、書式の表現や内容についても継続的に検討が必要である。
- 独立に当たって当事者間の話合いが進まないケースが生じた際は、必要に応じて区が関与して立会人としての役割を担うほか、第三者のファシリテーターを派遣する仕組みも検討する。

MINATO CITY
第四回港区地域コミュニティ検討委員会
「町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて」

令和7年11月4日

港区産業・地域振興支援部 地域振興課

本日の検討の流れ

1

- 1 現状**
設立同意書が必要となる理由・背景
- 2 課題**
現行の設立同意書の課題
- 3 アンケート結果**
R6.12からR7.1に町会・自治会宛てに実施したアンケート結果の分析
- 4 特別区における状況**
他区の独立に要する同意の状況（最新の調査状況）
- 5 今後の区への対応**
区における今後の方向性

1-現状

(1)「設立同意書」とは

⇒町会・自治会が補助金の交付を受ける団体になるために、区が定めた要件の一つ

【根拠】町会・自治会ガイドより抜粋（資料1-2を参照）

『既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（**「設立同意書」が必要となります**）』

※補足

- ・あくまで区が補助金を交付する対象団体となるための要件である。
- ・任意団体として自由に設立・活動すること自体を妨げるものではない。

(2)なぜ「設立同意書」が必要か

設立同意書を必要とする主な理由は以下のとおり

- ① 円満な関係の維持
 - ・独立後も、既存団体と新しい団体が良好な関係を維持し、地域コミュニティ全体として連携・協力して取り組んでもらうため。
- ② 補助金交付対象の明確化
 - ・補助金を交付する団体の区域や数を正確に把握し、適正な財政支援を行うため。
- ③ 住民への分かりやすさの確保
 - ・住民が自身の居住エリアの町会・自治会を正しく認識できるように区域を明確化するため。

(3)「設立同意書」の様式

資料1-3を参照

(4)港区における町会・自治会の独立実績

区で残っている文書等により、既存の町会・自治会から独立したことを把握している町会・自治会は17団体ある。

そのうち、15団体がマンション自治会である。

独立時期	独立団体数
～平成10年度まで	2団体
平成11年度～平成20年度	5団体
平成21年度～平成30年度	8団体
令和元年度～現在まで	2団体

2-課題

(1)独立を希望する側の視点

独立の課題となる可能性

独立を希望する団体にとって、「設立同意書」が課題となるケースが想定される。

- ① 同意が得られない
 - ・ 既存の町会・自治会が同意しない限り、補助金対象団体として独立できない。
- ② 協議ができない
 - ・ そもそも話し合いのテーブルについてもらえない場合がある。
- ③ 不利な条件の提示
 - ・ 同意と引き換えに、独立希望側にとって厳しい条件を付けられる可能性がある。

⇒既存団体の優位性が、新しいコミュニティ活動の自由な発展を妨げる懸念がある。

(2)既存の町会・自治会側の視点

地域活動の継続性・一体性への影響

一方で、これまで地域を支えてきた既存団体側の懸念もある。

① 歴史・沿革の尊重

- ・長年にわたる活動の歴史によって築き上げてきた町会・自治会の形や地域のまとまり（領域性）が変化することから、新たな町会・自治会の設立には、既存の町会・自治会の同意が必要であるという考え。

② 同意のない独立に対する懸念

- ・事前の相談や合意形成に向けた調整がないまま独立が進んだ場合、既存の町会・自治会の活動や運営に支障をきたすだけでなく、感情的な対立の要因ともなり、協力関係が失われる可能性がある。

⇒コミュニティの一体感が失われ、地域活動全体の停滞につながる懸念がある。

(3)設立同意書による地域内対話の機会

一方で、既存の町会・自治会からの設立同意書の取得を要件とする場合には、以下のような効果もある。

① 地域内の対話の促進

設立同意書の作成に向けた対話を通じて、地域の課題や住民の要望について意見交換が行われ、相互理解や今後の連携につながることもある。

② 柔軟な対応の可能性

議論を通じて、初めて双方の状況や意向を把握し、結果として独立ではなく既存団体との協力を選択するケースもある。

⇒設立同意に向けた対話が、地域内のコミュニケーションの契機となり、より良好な地域コミュニティの形成につながることもある。

3-アンケート結果

(1)アンケート概要

【実施時期】

令和6年12月から令和7年1月

【対象】

港区内の町会・自治会宛てに実施（選択及び記述式）

【主な内容】

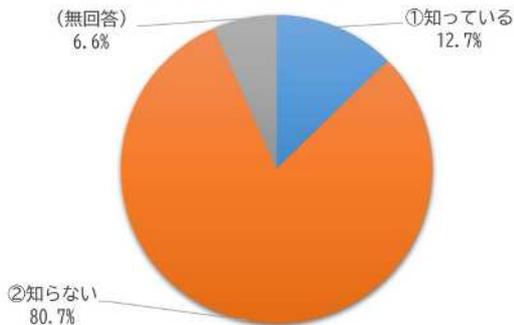
- ・町会・自治会への加入要件について
- ・会員数の確認方法について
- ・町会・自治会とマンションの関係について等

【回答状況】

- ・調査対象団体数：222団体
- ・回答団体数：166団体
- ・回収率：74.8%

(2)【現状①】 同意書制度の認知度

マンションなどが町会・自治会から独立して自治会を結成するには、町会・自治会から同意を必要としています。港区では同意書を必要としています。この制度をご存じですか。(N=166)

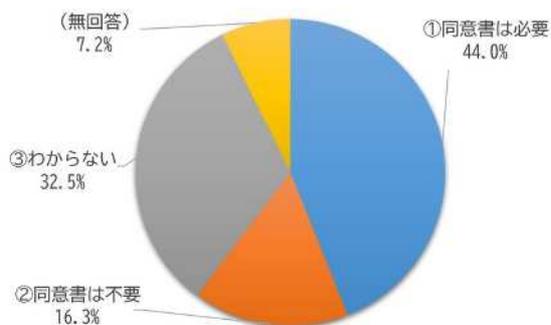


- 回答団体の大多数（80.7%）が、本制度の存在を認知していなかった。
- 以降の設問についても、制度の詳細を知らない状態で回答されていることに留意が必要。

⇒ 回答した団体の8割以上が、同意書制度を「知らない」。

(3)【現状②】 同意書の必要性についての意見

マンション自治会の結成に、同意書は必要だと思いますか？(N=166)

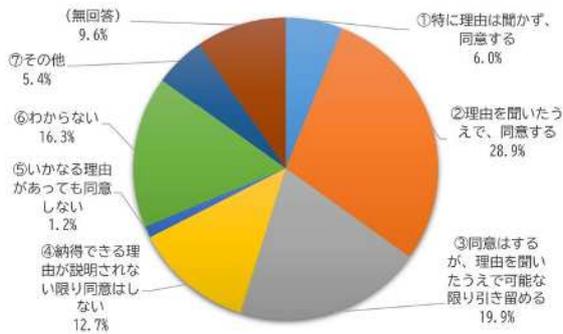


- 「必要」(44.0%) の主な理由：独立後の円滑な連携や、地域の秩序を維持するため等
- 「不要」(16.3%) の主な理由：記録は必要だが同意書である必要はないため、反対する理由はないため等
- 「わからない」(32.5%)

⇒ 「必要」が44%で最多だが、「わからない」も3割以上の回答があった。

(4)独立の同意を依頼された場合の対応

同意書の記載を依頼された場合、どう対応しますか？ (N=166)



- ・「理由を聞いたうえで、同意する」(28.9%)が最も多く、概ね3割が選択している。
- ・次に「同意はするが、理由を聞いたうえで可能な限り引き留める」(19.9%)が多く、概ね2割が選択している。
- ・次に「わからない」(16.3%)が多く、制度を知らないことや相談の経験がないことが考えられる。
- ・「いかなる理由があっても同意しない」は1.2%に留まる。

⇒半数以上が理由の確認などしつつも「同意する」意向

(6)【補足】独立した側の動機と実態

《質問：マンション自治会を設立された経緯、町会・自治会から独立された経緯をお教えてください。》

- ・ マンション独自の活動の実施：(例) マンション単位での防災・コミュニティ活動に取り組むため。
- ・ 既存活動の不在：(例) 既存町会の活動がなかった。

《質問：マンション自治会を設立しているメリット・デメリットがあれば、お教えてください。》

メリット

- ・ 運営の自由度：マンションの事情に合わせた意思決定が可能。
- ・ 行政との直接連携：区からの情報や補助金を直接受け取れる。
- ・ 管理のしやすさ：世帯や区域が固定されているため管理しやすい。

デメリット

- ・ 地域との関係希薄化：活動がマンション内に限定され、地域とのつながりが薄くなる。
- ・ 運営負担の増加：独自の活動を行うための労力が大きい。
- ・ 災害時の不安：広域的な共助が受けられないのではないかと不安。

⇒独立の動機はマンション独自の取組が主なもの。運営の自由度という利点と、地域との繋がりへの懸念という課題がある。

4-特別区における状況

(1)特別区における同意の状況

港区を除く22区に対して、既存の町会・自治会の区域から新たに町会・自治会が独立する際の同意の状況について調査したところ、以下のような回答があった。

《議事録・同意書など、意思決定を示す文書で確認》

- ・ 総会議事録の提出を求める区：独立を承認したことがわかる、既存町会の総会や役員会の議事録の写しで確認する。
- ・ 所定の同意書・承諾書で確認する区：既存町会の代表者が署名・押印した様式の提出を求める。
- ・ 区域変更・調整に関する書類で確認する区：区域の重複がないよう調整したことを示す書類で確認する

《区の職員が直接、または口頭で確認》

- ・ 区の職員が直接関係者に聞き取りなどを行って確認する。

《連合会による承認で確認》

- ・ 地区の町会・自治会連合会で承認を得る必要がある。

《その他》

- ・ 事例がなく、要件は定めていないが、発生した際は双方の合意を取ってもらうよう案内する。

⇒全ての区において、既存の町会・自治会から独立する場合は、方法は区によって異なるが、実態としては同意を必要としている。

(2)特別区における同意に関する課題

- ・協議の難航・停滞
会長の体面などを理由に押印を拒否、双方の不信感から協議が進まない。
- ・住民の総意確認の難しさ
独立希望が一部の意見か、全体の総意か判断が困難

⇒他区でも独立が困難なケースが発生しており、区が相談に応じたことがあるが、根本的な解決策は見つかっていない。

5-今後の区への対応

現状の課題と他区の調査結果等を踏まえ、今後の区における「設立同意書」の取扱いとして、以下の選択肢が考えられる。

- 案A 現行制度の維持
- 案B 現行制度に要件・注釈を付して見直し
- 案C 同意書に代わる手続の創設
- 案D その他

案A：現行制度の維持

【考え方】 現行の「設立同意書」による確認を継続する。

案B：現行制度に要件・注釈を付して見直し

【考え方】 現行の「設立同意書」による確認を継続した上で、様式の記載内容を見直し・注釈の追加により整理する。

【具体的な見直し（案）】

- ・ 設立同意書の裏面や欄外に次の注釈を追記する。
 - 独立に当たっては、対等な関係で誠実に協議すること
 - 独立後も地域の活動に協力して取り組むよう努めること
 - 独立の承認にあたり、社会通念上困難な条件を付してはならないなど

案C：同意書に代わる手続の創設

【考え方】他区の手続等を参考とした「設立同意書」ではない方法による意思確認

案D：その他

【考え方】案A～C以外の対応を検討する。

- 1 現状の「設立同意書」の役割及び課題をどう捉えるか。
- 2 他区の動向やアンケート内容を参考に、今後の区における「設立同意書」の取扱いの方向性について、ご検討ください。

2 各種届出

■ 設立届

以下の設立要件を満たしている団体は町会・自治会の設立ができます。

設立要件

- ① 一定の区画を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）
- ② 区域内の概ね2分の1以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、4分の3以上の世帯が加入していること。ただし、501以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375以上の世帯が加入していること）
- ③ 会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること
- ④ 当該地域内の住民福祉の増進に積極的に務め、地域の振興に寄与していること
- ⑤ 既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要となります）

必要提出書類

- ① 町会等設立届
- ② 設立を決定した総会の議事録
- ③ 会則
- ④ 会員名簿
- ⑤ 設立同意書（上記の設立要件の⑤に該当する場合のみ）

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

令和 年 月 日

(あて先)
港区長 様

設 立 同 意 書

- 1 甲は、乙の町会または自治会の設立について同意をしています。

団 体 名

(甲)

代 表 者 名

㊞

団 体 名

(乙)

代 表 者 名

㊞

4 その他地域コミュニティに関する課題

各回を通じて、区の地域コミュニティが抱える様々な課題の提起や新たな価値転換の可能性についての意見交換がなされました。議論の中で挙げた主な内容は次のとおりです。

(ア) 外国人住民の地域参画

区では、多くの外国人住民が居住し、各国の大使館が集積する国際的な地域特性を有している現状を踏まえ、外国人住民が町会・自治会の役割や仕組みを理解し、地域活動に参画できるようにすることに加え、大使館や外国人住民のコミュニティとの関係性をどのように構築するかが課題である。

(イ) 防災を軸とした地域連携強化

町会・自治会は災害時に加入の有無を問わず地域で助け合う基盤であることから、関わりがない住民にとっても、防災をきっかけに町会・自治会活動を「自分事」と捉えられる導入的視点となり得る。そのための仕組みづくりが求められている。

(ウ) 若年層の参加促進に向けた魅力発信

若者は現在の町会・自治会の活動に関して認知が低く、「面白さ」や「価値」を感じにくいいため、加入や役員就任に消極的になっている。若者を惹きつけるメリットや必要性をアピールし、新しいアイデアが採用できる価値創造型の活動が求められている。

(エ) 開発事業と地域コミュニティの維持

再開発や大規模マンション建設が進展する中、新たな住民が地域とのつながりを築きにくくなっている現状を踏まえ、開発段階から地域の町会・自治会への働きかけや、管理会社や管理組合等との連携に取り組む必要がある。

(オ) 財政負担と地域活動へのインセンティブ

町会・自治会によって財政規模や会員間の経済的背景に差がある港区特有の事情を踏まえ、補助金制度や地域活動へのインセンティブの在り方を検討する必要がある。

(カ) 区内事業者の地域参画

港区には多種多様な事業者が数多く存在する。区内事業者は、清掃や防災・防犯などの地域活動に積極的である一方で、町会・自治会への主体的な運営までは担えない現状もあり、事業者の参画・連携の在り方や更なる協力体制の構築を検討する必要がある。

参考資料1 港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

令和7年4月1日
6港産地第1996号

(設置)

第1条 港区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティの在り方に関すること。
- (2) 町会・自治会等への支援に関すること。
- (3) 町会・自治会等に関連する制度に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、第3条第4項第1号の委員の中から互選により選出し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員9人以内をもって充てる。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募による区民 2人以内
- (3) 町会・自治会関係者 3人以内
- (4) 地域活動団体関係者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会の議事は、委員の意見を聴取した上で、委員長が決する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料2 港区地域コミュニティ検討委員会委員構成

属性	氏名	備考
委員長	なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学法学部教授
副委員長	みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授
委員 (公募区民)	たけだ りき 武田 力	公募区民
	こばやし ゆか 小林 由夏	公募区民
委員 (町会・自治会)	きよはら もとすけ 清原 元輔	港区町会・自治会連合会会長
	たなか とくじ 田中 徳仁	あかさかおもていちにちょうかい 赤坂表一二町会会長
	わたなべ さとし 渡邊 暁	パークホームズ品川自治会会長
委員 (地域活動団体)	せきね さとし 関根 聡	(一社) 竹芝エリアマネジメント 事務局長代理
	たかしま いちろう 高島 一朗	日鉄興和不動産株式会社

参考資料3 港区地域コミュニティ検討委員会開催経過

回次	開催日時	主な議題
第1回	令和7年5月12日（月） 午後2時から	○オリエンテーション
第2回	令和7年7月18日（金） 午後6時30分から	○町会・自治会の設立要件について
第3回	令和7年8月26日（火） 午後1時30分から	○町会・自治会への補助金制度について ○町会・自治会からの意見及び区の回答について ○団体活動費補助金の補助額の見直しについて
第4回	令和7年11月4日（火） 午後6時30分から	○町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取 扱いについて
第5回	令和7年12月10日（水） 午前10時から	○報告書（素案）について意見交換
第6回	令和8年1月29日（木） 午前10時から	○報告書の決定 ○報告を踏まえた区の実施の取組の説明 ○委員会総括

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2025167-3211

港区地域コミュニティ検討委員会報告書

令和8（2026）年1月発行

発行・編集

港区産業・地域振興支援部地域振興課

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）